

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人元木徹の上告趣意のうち、憲法三一条、三六条違反をいう点は、死刑を定めた刑法の規定が憲法三六条に違反するものでなく、絞首による死刑が憲法三一条、三六条に違反するものでないことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻三号一九一頁、昭和二六年（れ）第二五一八号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号六六三頁、昭和三二年（あ）第二二四七号同三六年七月一九日大法廷判決・刑集一五巻七号一一〇六頁）とするところであるから、所論は理由がなく、憲法三八条三項違反をいう点は、共犯者の自白を憲法の右条項にいわゆる「本人の自白」と同一視し、又はこれに準ずるものとするのでないことは当裁判所の判例（昭和二九年（あ）第一〇五六号同三三年五月二八日大法廷判決・刑集一二巻八号一七一八頁）とするところであるから、所論は理由がなく、判例違反をいう点は、所論引用の判例はいずれも本件と事案を異にして適切でなく、その余は、違憲をいう点を含め、実質は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、適法な上告理由に当たらない。

また、所論（弁護人辻恵、同鬼束忠則の弁論を含む。）にかんがみ記録を調査しても、刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない（被告人は、Aと共謀のうち、一か月足らずのうちに、何らの非違のない二名の女性を相次いで殺害して金品を強取するなどしたものであるが、以上の各犯行はいずれも周到な計画のもとになされた凶悪な犯行であること、犯行の動機に酌量の余地がないこと、その態様がきわめて悪質であり、結果も重大であること、被害者らの遺族の被害感情が強いこと、社会的影響も軽視できないこと、被告人は各犯行の計画及び実行のいずれの段階においても重要な役割を果たしており、その刑責はAに劣るとはいえないことな

どを考慮すると、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、やむをえないものとして当裁判所もこれを是認せざるをえない。)。

よって、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官松田昇 公判出席

平成二年二月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判官 角 田 禮 次 郎

裁判官 大 内 恒 夫

裁判官 四 ツ 谷 巖

裁判長裁判官佐藤哲郎は退官につき署名押印することができない。

裁判官 角 田 禮 次 郎